

東久留米市空き家バンク実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、東久留米市内（以下「市内」という。）の空き家等の情報を市内外に発信することにより流通を促進し、空き家等の増加抑制及び特定空家等の発生予防を図るため、東久留米市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「空き家」とは、個人が市内において居住を目的として建築（建築する予定のものを含む。）し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地いう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。

（2）「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

（3）「空き家バンク」とは、空き家の売却又は賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、必要と認める範囲で公開し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（対象空家）

第4条 空き家バンクへの登録対象とする空き家（以下「対象空家」という。）は、次の各号に掲げる案件をすべて満たすものとする。

（1）東久留米市の区域内に存すること。

（2）人の居住の用に供したことがあり、かつ現に人が居住せず、又は使用していない空き家等であること。

（申請対象者）

第5条 空き家バンクへの登録を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）対象空家の所有者等

（2）東久留米市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第33号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員および同条同項第3号に規定される「暴力団関係者」でない者

(空き家の登録申込み)

第6条 空き家バンクにより、対象空家の登録を受けようとする所有者等は、次に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 東久留米市空き家バンク登録申込書(様式第1号)
- (2) 東久留米市空き家バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)
- (3) 建物の登記事項証明書又は建物を所有していることが分かる書類の写し
- (4) 土地の登記事項証明書又は土地を所有していることが分かる書類の写し
- (5) 東久留米市空き家バンク登録承認書(様式第3号)又は空き家バンクへの登録について所有者間で承認されていることが確認できるもの(区分所有、共有の建築物又は建物と土地の所有者が異なる場合に限る)
- (6) 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書(様式第4号)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(登録費用)

第7条 空き家バンクへの登録にかかる申請者の負担額は無料とする。

(登録及び公開)

第8条 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、東久留米市空き家バンク物件登録申込結果通知書(様式第5号。以下「物件登録申込結果通知書」という。)により、申込みの結果を当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込みの結果物件の登録が認められた空き家等について、空き家バンク登録台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、第2項の規定により登録した対象空家(以下「登録空家」という。)の情報を、市のホームページ及び全国版空き家バンク等で公開するほか、適切な方法で公開するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更又は取消の申請)

第9条 前条第1項の規定による物件登録申込結果通知書を受けた申込者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、東久留米市空き家バンク登録変更申請書(様式第6号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に提出しなければならない。

2 物件登録者は契約が成立したとき又は当該空家の登録を取り消そうとするときは、速やかに東久留米市空き家バンク登録取消申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第10条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該空家の登録を空き家台帳から削除するとともに、そのことを東久留米市空き家バンク取消通知書(様式第8号)により、当該物件登録者に通知するものとする。ただし、本項第2号に該当することにより登録を削除されたものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から1年を経過したとき。
- (3) 東久留米市空き家バンク登録取消申請書(様式第7号)の届出があったとき。
- (4) 売買、賃貸借の契約が成立したとき。
- (5) 登録事項に虚偽があったとき。
- (6) その他空き家台帳に登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第11条 市長は、必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定の情報提供を受けようとするときは、東久留米市空き家バンク利用登録申込書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳に登録し、東久留米市空き家バンク利用登録完了書(様式第10号)により、当該申込者(以下「利用登録者」という。)へ通知するものとする。

(空き家バンク利用の申請要件)

第12条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、東久留米市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の申請)

第13条 第11条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、東久留米市空き家バンク利用登録変更申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第14条 利用登録者が登録を取り消そうとするときは、東久留米市空き家バンク利用登録取消申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、そのことを東久留米市空き家バンク利用登録取消通知書(様式第13号)により当該利用登録者へ通知するものとする。

(1) 第12条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 東久留米市空き家バンク利用登録取消申請書(様式第12号)の提出があったとき。

(5) 利用登録から1年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。

(6) その他市長が適当でないとしたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第15条 交渉を申し込みたい登録物件のある利用登録者は、東久留米市空き家バンク物件交渉申込書(様式第14号。以下「交渉申込書」という。)及び誓約書(様式第15号)に希望物件の番号(第6条の規定により登録された登録番号をいう。)その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあったときは、当該物件の物件登録者に対し、交渉申込書によりその旨を通知するものとする。この場合において、当該物件登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた物件登録者又はその代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、市長へその回答内容を東久留米市空き家バンク登録物件交渉結果報告書(様式第16号)にて報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第16条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし物件登録者は、市が媒介に関し協定を締結している事業者等(以下「協定事業者等」という。)に対し、契約交渉の媒介

を依頼することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、または利用希望者の希望により、協定事業者等へ契約交渉の媒介を依頼し、または依頼を中断若しくは終了するときは、東久留米市空き家バンク登録物件の媒介等協力（中断・終了）依頼書（様式第17号）により行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和△△年△△月△△日から施行する。